

カーボンクレジット活用促進事業実施要綱

(制定) 令和7年2月25日付6産労産計第1032号

第1 趣旨

この要綱は、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携し、東京都内（以下「都内」という。）の事業者におけるカーボンクレジットの活用及びカーボンクレジット取引の促進を目的とするカーボンクレジット活用促進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「カーボンクレジット」とは、ボイラーの更新や太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、ベースラインと実際の排出量等の差分について、MRV（Measurement, Reporting and Verification。クレジットの発行を行う際に必要なモニタリング・レポート（報告書の作成）・第三者機関による検証の総称）を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの
- 2 「オフセット」とは、自ら又はサプライチェーン上の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量等について、カーボンクレジットの無効化等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることに
- 3 「無効化」とは、カーボンクレジットを使用すること

第3 都の役割

- 1 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。
 - (1) 都が運営するカーボンクレジット取引システムで購入したカーボンクレジットによるオフセットを通じたブランディングを実施し、当該ブランディングに基づくプロモーションを行う都内の事業者に対して、公社が補助するために造成する基金への出えん
 - (2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本事業を円滑に推進していくために必要な業務
- 2 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第4 予算措置

都は、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 1 公社は、補助金交付事業の実施に関し必要な事項について定める規定等（以下「規定等」という。）を制定すること。
- 2 公社は、規定等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和7年4月1日から施行する。